

飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金

補助金申請の手引き

飯田市では、全国的な電気・ガス代等の高騰対策支援として、事業者の皆様が行う設備の更新や、再生可能エネルギー機器の導入に対し、経費の一部を補助します。

本補助金は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を財源として行う間接補助事業です。この手引書のほか、補助金交付要綱、各様式の記入例等をご確認いただき、取組趣旨をご理解いただいたうえで申請を行ってください。

◆受付期間

【申請受付期間】

令和5年7月3日（月）から**令和5年12月28日**（木）まで

申請受付期間中であっても、予算の上限額に達し次第終了となります。

【事業実績報告期限】

補助事業の完了の日から起算して30日以内 又は

令和6年2月29日（木）

対象事業の全てを終了し、市に事業実績報告書を提出する期限です。

◆申請書提出先・お問合せ先

エネルギーコスト削減促進事業補助金専用窓口

飯田市役所本庁舎A棟3階

電話：0265-22-4511（代表） 内線：3476

（受付時間 8:30～17:00）

来庁してのご相談に当たっては、事前に電話連絡をいただき、予約を行ってください。



👉 ホームページQRコード

<https://www.city.iida.lg.jp/site/ecomdel/energycost-reduction.html>

飯田市 エネルギーコスト削減 検索



<目次>

1	<u>補助事業の目的</u>	・・・ p. 1
2	<u>補助金交付対象者について</u>	・・・ p. 2
3	<u>対象設備について</u>	・・・ p. 3～9
4	<u>補助対象経費について</u>	・・・ p. 10
5	<u>補助率等について</u>	・・・ p. 11
6	<u>申請手続について</u>	・・・ p. 12～14
7	<u>補助金交付条件その他について</u>	・・・ p. 15
8	<u>受付・相談窓口について</u>	・・・ p. 16

I 補助事業の目的

飯田市エネルギーコスト削減促進事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）を財源として市が補助金の交付を行う「間接補助事業」です。

この補助事業には大きく以下の目的があります。

- ・コロナ禍、アフターコロナにおける全国的な電気代やガス代の高騰を受け、事業者が行う事業活動の継続を支援するとともに、エネルギーコストの削減により収益構造の改善を促進します。
- ・事業活動の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用により、「2050年いいだゼロカーボンシティ宣言」の実現に向けた二酸化炭素排出量の削減を目指します。

このため、補助事業の実施（事業計画の策定）に当たっては、「エネルギーコストの削減が図られること」及び「事業活動に伴う二酸化炭素排出量の削減が図られること」が必要となります。

補助金の交付申請に当たっては、上記事業目的をご理解いただいたうえで申請いただくようお願いいたします。

2 補助金交付対象者について

- ◆飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金（以下「補助金」といいます。）を受けられるのは、以下の条件を全て満たす事業者（法人、個人事業主）の方です。（国又は地方公共団体を除きます。）

【事業要件】

- ・飯田市の区域内に事業所、施設等を有していること。
- ・長野県内に本社又は本店機能を有していること。
- ・申請書の提出日時点において現に事業を営んでいること。
- ・主たる業種が日本標準産業分類上の宗教業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業等でないこと。

【規模要件】

- ・大企業（中小企業支援法で規定される中小企業者以外の者）でないこと。

業種	資本金の額（又は出資の総額）	常時使用する従業員の数
製造業、その他 （ゴム製品製造業を除く）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

- ・みなし大企業（※）でないこと。
- ※みなし大企業とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している
 - ウ 大企業の一役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている
 - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでに該当する中小企業者が所有している
 - オ アからウまでに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている

【その他要件】

- ・納付すべき市税について滞納がないこと。
- ・飯田市暴力団排除条例(平成23年飯田市条例第34号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ・事業内容等が補助金の交付趣旨に合致しないものでないこと。
- ・その他補助金の交付に当たり付される要件、誓約事項等を遵守すること。

3 対象設備について

◆以下の表に掲げる設備であり、かつ、その導入によりエネルギーコストの削減効果及び二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれるものとし、また、中古の設備を除きます。

- ・やむを得ない理由により以下に掲げる規格、省エネ性能等を満たさない設備を導入する場合は、事前にその省エネ性能等について市の確認を受けてください。
- ・更新の場合、既存設備を所有していることが条件となります。このため、既存設備をリース等により使用している場合は補助の対象となりません。
- ・賃借している建物等について、照明設備や建築物付属設備を導入する場合は、当該建物等の所有者（貸主）の同意（模様替えの承認）の確認が必要となります。

<対象設備一覧表>

設備区分	設備種別	規格	概要	省エネ性能に関する基準
空調・換気設備 (更新のみ対象)	業務用エアコン	JIS B 8616(パッケージエアコンディショナ)	室内の快適な空気調和を目的とし、空気の循環によって冷房（暖房を兼ねるものを含む。）を行う、主として業務用の建物に用いられるように設計・製作されたエアコンディショナ（冷房専用、冷房・暖房兼用及び冷房・電熱装置暖房兼用の総称）であって、電動式の圧縮機、室内・室外熱交換器、送風機などを一つ又は二つのキャビネットに収納したもので、空冷式のものと及び水冷式のもののうち、定格冷房標準能力が56kW以下のもの	省エネ基準達成率 100%以上（※）
	一般用エアコン	JIS C 9612(ルームエアコンディショナ)	室内の快適な空気調和を目的とし、冷房、並びに空気の循環及び除塵を行うルームエアコンディショナ（暖房を兼ねるものを含む。）であり、圧縮式冷凍機・送風機などを一つのキャビネットに内蔵した一体形で定格冷房能力が10kW以下のもの、圧縮式冷凍機・送風機などを二つのキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に一台の室内機を接続した定格冷房能力が10kW以下のもの、圧縮式冷凍機・送風機などを三つ以上のキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に二台以上の室内機を接続した定格冷房能力が28kW以下のもの。	省エネ基準達成率 100%以上（※）
	換気装置（熱交換型）	JIS B 8628（全熱交換器）で定める全熱交換器単体又は全熱交換・換気ユニット	居住空間などの快適な空気調和における省エネルギーを目的とした、補助加熱（霜取りを除く。）、冷却、加湿又は除湿部を除いた、給気及び排気の間で空気中の熱及び水分の交換を行う、空気対空気の熱交換器を備えたもの。	熱交換率（全熱交換効率）60%以上
	温風暖房機・ジェットヒーター	JIS A 4003(温風暖房機)、 JIS B 8416(業務用油だき可搬形ヒーター)	(温風暖房機) 主として暖房に用いる灯油、重油、都市ガス又は液化石油ガスを燃料とする定格暖房能力18.6kW以上のもの。 (業務用油だき可搬形ヒーター) 灯油、軽油又は重油を燃料とし、燃料消費量が0.7kg/h以上9kg/h以下の主として業務用に用いる車輪・持運び用の取っ手などがついている移動が容易な構造のヒーターであり、据置形でないもの。	最大効率〔熱出力又は有効発熱量(kW) / 燃料消費量(kW換算)] 85%以上

照明設備 (更新のみ対象)	業務用LED照明器具 (人感センサー付きのものを含む)	JIS C 8106 (施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具) で定める施設用LED照明器具	施設の全般照明に使用する入力電圧が交流300V以下の差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどの接続器を使用しないで、電源の電線を接続するLED光源を主光源とする照明器具及びライティングダクトに接続するためのプラグをもつライティングダクト用のLED光源を主光源とした照明器具(特殊用照明器具、移動灯器具、道路及び街路照明器具・投光器、電球形LEDランプを使用した照明器具を除く)	省エネ基準達成率 100%以上(※)
	一般用LED照明器具 (人感センサー付きのものを含む)	JIS C 8115 (家庭用LED照明器具・家庭用蛍光灯器具) で定める家庭用LED照明器具	主として家庭で用いる入力電圧が交流100Vの電源に差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどによって容易に接続できるLED光源を主光源とする照明器具(防水照明器具、移動灯器具、電球形LEDランプを使用した照明器具を除く)	省エネ基準達成率 100%以上(※)
	非常時用照明器具 (非常灯・誘導灯)	JIL 5501 (一般社団法人日本照明工業会) に基づき適合と評定されたLED光源を使用する非常灯、JIL 5502 (一般社団法人日本照明工業会) に基づき適合と認定されたLED光源を使用する誘導灯	(非常灯)火災などの災害発生による停電の場合に避難経路を照明するための全般照明用の非常時用照明器具 (誘導灯)常用点灯モードの間及び火災などの災害発生による停電の際に避難口又はそれへの通路を表示するための非常時用照明器具 ただし、法令(建築基準法・消防法等)に適合するものに限る。	更新前と比較して定格消費電力(W)の改善が見込まれること
冷蔵・冷凍設備 (更新のみ対象)	業務用冷蔵・冷凍庫	JIS B 8630(業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫-特性及び試験方法) で定める業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	密閉形圧縮機冷却装置と貯蔵室を構成する箱体とを一体とした定格内容積2,000L以下で汎用性のある量産された業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫(電気以外のエネルギー源で作動する業務用冷却機器を除く)	省エネ基準達成率 100%以上(※)
	一般用冷蔵・冷凍庫	JIS C 9607(電気冷蔵庫及び電気冷凍庫) で定める家庭用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	圧縮式冷凍機と貯蔵室とで構成する箱体を一体とした定格内容積800L以下の家庭用電気冷蔵庫及び定格内容積600L以下の家庭用電気冷凍庫	省エネ基準達成率 100%以上(※)
	冷凍・冷蔵ショーケース	JIS B 8631-1(冷凍・冷蔵ショーケース-第1部:用語) で定める冷凍・冷蔵ショーケース	食品の販売及び陳列のために収容した冷蔵又は冷凍食品を規定の温度範囲内に維持することができる、冷凍・冷蔵システムで冷却されたショーケース(冷凍・冷蔵自動販売機、移動販売若しくは類似の非小売り用として意図したショーケースを除く)	省エネ基準達成率 100%以上(※)
	冷凍・冷蔵ユニットクーラ	JIS B 8626(冷凍用ユニットクーラー冷凍能力試験方法) で定めるユニットクーラーであり、冷凍用・空気調和用のもの	冷媒液・ガス熱交換器付きを含む、冷却管内で冷媒を蒸発させて管外空気を冷却する工場組立ユニットで、空気を強制循環させる送風機をもつ冷凍用又は空気調和用のユニットクーラ	冷却能力(kW)/消費電力(kW)20.0以上 (標準定格試験条件)
	コンデンシングユニット	JIS B 8623(コンデンシングユニットの試験方法)、JRA 4019(コンデンシングユニット) で定めるコンデンシングユニット	不活性のフルオロカーボン(非共沸混合冷媒を含む。)及びCO ₂ を冷媒として用いる容積形圧縮機、凝縮器又はガスクーラ及び附属機器(受液器など)から成るコンデンシングユニット(ルームエアコンディショナや自動車用エアコンディショナのような、あらかじめ特定の蒸発装置と組み合わせて使用するコンデンシングユニットを除く)	冷凍能力(kW)/消費電力(kW)80%以上
エネルギー管理設備 (新設のみ対象)	エネルギー管理システム	計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギー管理システム(EMS)	見える化機能の実現及びエネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測、電力・ガスその他エネルギーを含め1か月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量を統一単位(原油換算kL)で閲覧、運用改善に資するデータを表示・確認、エネルギー管理支援サービスに必要な制御、省エネルギー更新設備や他既存設備に対し自動でエネルギーを削減する制御、EMSに	原油換算省エネルギー量(kL)3%以上削減(新設の建屋に導入する場合は、一般的な標準値と比較)

			よる制御効果を把握するために必要な制御ログ等を取得・保存を行えるもの。	
	凍結防止ヒーター用節電器	凍結防止ヒーターの消費電力を低減させるための節電器	給水配管等の凍結防止に用いる発熱部を備えたヒーターの消費電力を低減させるため、ヒーターと電源の間に接続し、温度制御技術等を用いてヒーター温度を一定に制御するもの。	消費電力量 (kWh) 50%以上削減
恒温設備 (更新のみ対象)	チラー (冷却水循環装置)	JIS B 8613 (ウォータチリングユニット)、JRA 4066 (ウォータチリングユニット)	容積形電動圧縮機・蒸発器・凝縮器などによって冷凍サイクルを構成し、水の冷却又は加熱を行うウォータチリングユニット、水又はブライン (不凍液) を用いる空気調和用に供するもの以外のチリングユニットを含むもの。	定格冷暖房能力 (kW) / 定格消費電力 (kW) 2.0 以上
	一般・業務用ヒートポンプ式給湯器	JIS C 9220 (家庭用ヒートポンプ給湯機)、JRA 4060 (業務用ヒートポンプ給湯機)	(家庭用ヒートポンプ給湯機) 主に家庭における入浴・洗面などに用いる温水の供給設備用に設計・製造した給湯機であって、二酸化炭素 (CO2) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を冷媒として用いた電動圧縮式・空気熱源方式のヒートポンプ・貯湯タンク・制御機器・リモコンなどで構成する家庭用ヒートポンプ給湯機 (業務用ヒートポンプ給湯機) 業務用建物における洗面・入浴・洗浄など衛生用途に用いる給湯設備のために設計・製造された給湯機であって、二酸化炭素 (CO2) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を冷媒として用いた電動圧縮式ヒートポンプ方式のもの。	省エネ基準達成率 100%以上 (※)
	高性能ボイラ	JIS B 8201 (陸用鋼製ボイラー構造)、JIS B 8203 (铸铁ボイラー構造) 及び JIS B 8222 (陸用ボイラー熱勘定方式) で定める陸用ボイラ、JIS B 8417 (真空式温水発生機)、HA-008 (真空式温水発生機)、JIS B 8418 (無圧式温水発生機)、HA-010 (無圧式温水発生機)	(陸用ボイラ) 火災・燃焼ガス・その他の高温ガスによって、蒸気又は温水を発生させるものであり、陸用鋼製・铸铁製の蒸気ボイラ及び温水ボイラ (陸用ボイラ) 並びに附属設備及び附属品 (車両用及び移動式のもの、電気ボイラ及び油だき温水ボイラ等を除く) (真空式温水発生機・無圧式温水発生機) 灯油・A 重油・都市ガス又は液化石油ガスを燃料とし、定格出力が 46.5kW 以上のもので、主として、給湯、暖房及び循環加温などに用いる真空式温水発生機又は無圧式温水発生機 (附属設備及び附属品を含む)	ボイラ効率 90%以上
熱電併給設備 (更新のみ対象)	高効率コージェネレーション	JIS B 8123 (コージェネレーションシステム用語) で定めるコージェネレーションシステム	単一又は複数のエネルギー資源から、電力及び/又は動力並びに有効な熱を同時に発生させ、供給及び利用するシステムであり、主要機器としてコージェネレーションユニット (原動機・発電機・排熱回収装置などからなる装置)、系統連系装置、排熱利用装置などからなるもの。	総合効率 75%以上又は 発電効率 30%以上
電気制御設備 (更新のみ対象)	変圧器	JIS C 4304 (配電用 6 kV 油入変圧器)、JIS C 4306 (配電用 6 kV モールド変圧器)	(配電用 6 kV 油入変圧器) 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対応した、ビル・工場などにおいて、配電電圧 6kV から使用機器に合わせて 600V 以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置する油入変圧器であり、単相 10kVA 以上 500kVA 以下及び三相 20kVA 以上 2,000kVA 以下、定格周波数は 50Hz 又は 60Hz のもの。 (配電用 6 kV モールド変圧器) 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対応した、ビル・工場などにおいて、配電電圧 6kV から使用機器に合わせて 600V 以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置するモールド変圧器であり、屋内用自冷式のもの。(単相 10kVA 以上	省エネ基準達成率 100%以上 (※)

			500kVA 以下及び三相 20kVA 以上 2,000kVA 以下、定格周波数は 50Hz 又は 60Hz)	
	産業用モータ	JIS C 4034 (回転電気機械) で定める電動機から構成されるモータ単体、ポンプ、送風機、圧縮機であり、インバータ制御の機能を有するもの	車両用回転電気機械を除く各種の電動機であり、インバータ制御の機能を有するモータ単体、ポンプ、送風機及び圧縮機	省エネ基準達成率 100%以上 (※)
加熱設備 (更新のみ対象)	工業炉	JIS B 8415 (工業用燃焼炉の安全通則) で定める工業用燃焼炉及び関連装置、JIS B 8420 (抵抗加熱炉の安全通則) で定める抵抗加熱炉	(工業用燃焼炉及び関連装置) 冶金・金属加工プラントにおける設備、ガラス製造プラントにおける設備、セラミック製造プラントにおける設備及びセメント・焼石灰・石こう製造プラントにおける設備の産業分野において、ガス燃料及び液体燃料で加熱される工業用燃焼炉及び関連装置 (燃焼室、燃焼及び燃料取扱システム、プロテクティブシステム、制御及び計測システムで構成されるもの) (抵抗加熱炉) 直流電圧又は周波数 60Hz 以下の単相若しくは三相交流電圧で作動する発熱体で加熱される間接式抵抗加熱炉及び被加熱物又は加熱される流体内に設置された電極から被加熱物に直接通電することによって加熱される直接式抵抗加熱炉であり、電圧適用範囲が交流 1,000V 以下、直流 1,500V 以下のもの。(材料の搬送装置、扉開閉装置、加熱装置、制御装置などの機械類及び電気機器で構成されるもの)	炉効率 25%以上 [連続式] 炉効率 15%以上 [バッチ式]
生産設備 (更新のみ対象)	工作機械	JIS B 0105 (工作機械一名称に関する用語) で定める旋盤及びターニングセンタ、マシニングセンタ、レーザ加工機、フライス盤、研削盤、歯切り盤及び歯車仕上げ盤、放電加工機であり、数値制御の機能を有するもの	(旋盤) 工作物を回転させ、主としてバイトなどの静止工具を使用して、外丸削り、中ぐり、突切り、正面削り、ねじ切りなどの切削加工を数値制御で行うもの。 (ターニングセンタ) 回転工具主軸、割出し可能な工作主軸及びタレット又は工具マガジンを備え、加工プログラムに従って工具を自動交換できる数値制御工作機械 (マシニングセンタ) 主として回転工具を使用し、フライス削り、中ぐり、穴あけ及びねじ立てを含む複数の切削加工ができ、かつ、加工プログラムに従って工具を自動交換できる数値制御工作機械 (レーザ加工機) レーザのエネルギーを利用して切断、穴あけ、又は焼入れする数値制御の工作機械 (フライス盤) フライスを使用して、平面削り、溝削りなどの加工を数値制御で行うもの。 (研削盤) といし車を使用して工作物を研削する数値制御の工作機械 (歯切り盤) 歯切工具を使用して、主として歯車の歯切りを行う数値制御の工作機械 (歯車仕上げ盤) 歯切りを行った歯車に、研削以外の方法で歯面の仕上げを行う数値制御の工作機械 (放電加工機) 工作物と電極との間の放電現象を利用して、除去加工を行う数値制御の工作機械	生産性の向上に資するものの指標 [エネルギー効率、生産効率：同一生産量を製造した際にエネルギー使用量が削減されるもの] が更新前の設備と比較して年平均 1%以上 (又は 10%以上) 向上していること

	プラスチック加工機械	JIS B 8650(プラスチック加工機械一用語)で定める射出成型機・押出成型機・ブロー成型機又は、真空・圧空成型機	<p>(射出成型機)</p> <p>成形材料の供給、加熱可塑化、金型への射出、冷却固化、型開き、成形品突出し、型閉じの一連の作動を行うプラスチック加工機械(型締装置、射出装置、駆動装置及び制御装置からなるもの)</p> <p>(押出成型機)</p> <p>バレル内において、回転するスクリーユによって成形材料を移動させながら可塑化・混練し、定量で押し出すプラスチック加工機械(押出機、成形装置、ラミネート加工装置、被覆装置、巻取装置及び関連付帯装置からなるもの)</p> <p>(ブロー成型機)</p> <p>押出機、射出装置などによって熔融・形成されたパリソン又はプリフォームを金型内に挟み込み、その内側に気体を吹き込み、その圧力で金型の内面にパリソン又はプリフォームの外面を押しつけて中空体を成形するプラスチック加工機械</p> <p>(真空・圧空成型機)</p> <p>プラスチックのフィルム、シート、プレート等を加熱軟化、型にセットし、型との間を真空にする又は圧縮空気によって型に密着させて形を整え、冷却して成形するプラスチック加工機械</p>	生産性の向上に資するものの指標[エネルギー効率、生産効率：同一生産量を製造した際にエネルギー使用量が削減されるもの]が更新前の設備と比較して年平均1%以上(又は10%以上)向上していること
生産設備 (更新のみ対象)	プレス機械	JIS B 0111(プレス機械一用語)で定めるサーボプレス(機械・液圧)、プレスブレーキ(機械式・液圧・油圧)、パンチングプレス(タレット・シングルパンチプレス)	<p>(機械サーボプレス)</p> <p>サーボモータの動力をクランクなどの回転式機構又はボールねじなどの直動式機構によってスライドに伝達する構造の機械プレス</p> <p>(液圧サーボプレス)</p> <p>サーボシステムによって制御された液圧でスライドを駆動する液圧プレス</p> <p>(機械式プレスブレーキ)</p> <p>主として、長板の曲げに使用する構造をもつクランク機構が2組あるプレスであり、スライドを機械式機構によって駆動するプレスブレーキ</p> <p>(液圧プレスブレーキ)</p> <p>スライドを液圧によって駆動するプレスブレーキ</p> <p>(油圧プレスブレーキ)</p> <p>主として長板の曲げに使用する構造をもつ油圧プレスブレーキ</p> <p>(タレットパンチプレス)</p> <p>形状の異なった多数の金型を円状に配置し、任意の金型をスライド下部に回転させ、素材の所定の位置に所定の打抜き作業ができ、金型搭載及び選択にタレットディスクを使用したプレス機械</p> <p>(シングルパンチプレス)</p> <p>形状の異なった多数の金型を、別置き金型マガジンに収納し、任意の金型をプレスに載せ、把持し、素材の所定の位置に所定の打抜き作業ができ、金型交換装置を使用したプレス機械</p>	生産性の向上に資するものの指標[エネルギー効率、生産効率：同一生産量を製造した際にエネルギー使用量が削減されるもの]が更新前の設備と比較して年平均1%以上(又は10%以上)向上していること
	印刷機械	一般社団法人 日本印刷産業連合会:印刷機械用語(印刷機械)	一般的に原稿から版をつくり、これにインキを供給し、形成された像を版から直接あるいはゴム胴などをもちい間接的に紙などの被印刷物に圧力によって転写させることを担う装置であり、有版印刷機、産業用デジタル印刷機(電子写真印刷機、インクジェット印刷機)に該当するもの。	

	ダイカストマシン	一般社団法人 日本ダイカスト協会：用語編（ダイカストマシン）	金型を締め付け、また、開くための型締部、溶湯を金型内に圧入するための射出部、製品を金型から押し出すための装置を備え、さらに、これらを作動、もしくは制御するための油圧装置、電気装置などをもつ鑄造機械	
発電設備 (新設のみ対象)	太陽光パネル及び付属設備	JIS C 8960(太陽光発電用語)及びJIS C 8905(独立形太陽光発電システム通則)で定める独立形太陽光発電システム又は系統連系形太陽光発電システム	(独立形太陽光発電システム) 商用電力系統から独立して電力を供給するものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置(太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置) (系統連系形太陽光発電システム) 商用電力系統に接続し、電力の送出及び受取を行うものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置(太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置)	[出力 2kW 以上に限る] [発電する電気の 50%以上を自家消費するものに限る]
蓄電設備 (新設のみ対象)	蓄電池及び付属設備	リチウムイオン蓄電池 JIS C8715-1、JIS C8715-2 リチウムイオン蓄電池以外 平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格	上記太陽光発電システムによって発電された電気を蓄電するための蓄電池及びこれに附属する装置であり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。(停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。)	[蓄電容量 1kWh 以上に限る]
木質バイオマスエネルギー利用設備 (新設のみ対象)	木質バイオマスエネルギー利用設備	木質チップ、木質ペレット、薪等を燃料とするストーブ、ボイラー	木質バイオマスを燃料とする熱利用を目的とした設備及びその付属設備 燃料とする木質バイオマスは、長野県内で生産されたものの使用に努めること。	燃焼効率等を勘案し、個別に判断すること
建物付属設備 (更新のみ対象)	断熱ガラス及びサッシ	JIS R 3209(複層ガラス)、JISR 3225(真空ガラス)、JIS A4706(サッシ)	建築物の外壁の窓として使用する木製、樹脂製、アルミ木複合製、アルミ樹脂複合製のサッシ(天窗、玄関、勝手口ドアは除く。)であり、複層ガラス(ガラスが 2 枚のみの場合は、Low-E ガラスに限る。)又は真空ガラスを有する(窓用サッシの付属品を除く。)もの。建築物の窓として使用する複層ガラス単体(ガラスが 2 枚のみの場合は、Low-E ガラスに限る。)、真空ガラス単体を含む。	建物のうち、外気に接する部分の全てを更新するものであること 更新前と比較して熱貫流率(W/m ² ・K)の改善が見込まれること

※エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく省エネ基準がない場合は、エネルギー効率（通年エネルギー消費効率、固有エネルギー消費効率（発光効率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等）が更新前の設備より高くなっていること。

◆補助金を充てて導入した設備の取扱いについて

- ・単価 50 万円（税抜き。照明設備及び建物附属設備の場合は総額。以下同じ。）以上の設備は、「処分制限財産」に当たり、補助金の交付後一定の期間（当該設備の法定耐用年数期間）その処分（目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。処分制限期間内に当該設備を処分する場合は、あらかじめ市に申請し、承認を受けなければなりません。この場合、既に交付した補助金の一部を返納する必要が生じることがあります。
- ・単価 50 万円（税抜き）以上の設備を導入する場合は、2 者以上からの見積書の徴取が必要となります。やむを得ない理由により 2 者以上からの見積書の徴取ができない場合は、業者選定理由書により業者選定の理由を明示していただく必要があります。

◆賃貸借物件において事業を実施する場合について

- ・入居者が建物の所有権を有しない場合（貸事務所等）の場合、以下のような取扱いとなります。

・**賃借人（入居者）が設備を導入する場合**

補助金の申請者は、賃借人となります。賃貸借物件の様態替え等に関し、貸主の同意が必要となるため、申請書には賃貸借契約書の写し、貸主の同意書を添付してください。

・**賃貸人（不動産賃貸業者）が設備を導入する場合**

エネルギーコストの削減効果を確認するため、以下の例のような場合は、賃借人の事業情報が必要となります。

例) 個メーター管理等により、電気料を賃借人が直接支払っている場合や、電気料相当額を毎月計算し貸主に支払っている場合など

この場合、賃借人（入居者）の事業活動に係るエネルギーコストの削減効果を確認する必要があるため、賃貸人名の申請書類に加え、賃借人名の申請書類が必要となります。

また、事業効果を確認するに当たり、賃借人（入居者）に設備の稼働状況やエネルギーコストの削減状況等について照会することがあります。この場合において、補助事業の効果が認められないときは、賃貸人に対する補助金の交付決定が取り消され、既に交付した補助金の全部又は一部を返納していただく可能性があります。

4 補助対象経費について

◆以下の条件を満たす経費が補助金対象経費となります。

- ・補助金の交付決定後（事前着手の承認を得た場合を除く）に事業着手し、令和6年2月29日までに完了（発注・納品・対価の支払が完了）した経費であること。
- ・更新前の設備を処分することによって得られる収益は、対象経費から控除されたものであること。
- ・国、県その他の公的団体が実施する補助事業（国、県等以外の団体が国、県等から補助を受けて実施する事業を含む）の対象経費（併用が認められる県、市単独の補助事業の対象経費を除く）でないこと。
- ・対象設備の更新又は新設に通常要する次の表の経費であること。

<対象となる経費>

項目	内訳
設備費	対象設備の導入等に係る購入、製造、据付等に通常必要となる経費 （例）機器の購入費、その他事業実施に必要不可欠な付属機器の設置費
工事費	対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費（対象設備の導入等に係る設計に要する経費を含む）
処分費	既存設備を更新する場合の既存設備等の撤去、処分に必要な経費

※いずれも消費税相当額を除きます。

※過剰とみなされるもの、予備用とみなされるもの等に要する経費は対象外です。

以下の経費は補助対象経費となりませんのでご注意ください。

<対象とならない経費>

項目	内訳
設備費	リース料、必要不可欠とは認められない付属機器等に係る費用
工事費	安全対策費、土地や建物の取得・賃貸・管理等に要する費用、道路使用許可申請費用、その他補助事業と直接関係のない工事、設計に要する費用
処分費	補助事業と直接関係のない設備等の撤去、処分に必要な経費
諸経費	一般管理費、諸経費（保証料、租税公課、通信交通費、金融機関への振込手数料、その他）、経費の積算に要する費用、補助金申請書類等の作成費用等

◆その他留意事項

- ・支払い方法に関し、商品券、金券、ポイント、仮想通貨等での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払、相殺による決済は対象外です。
- ・補助事業の期間内に支出が完了しないもの（分割払、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等からの引き落としが補助事業の期間内に完了していることが必要）は対象外です。
- ・電子商取引を行う場合であっても、設備の仕様、見積、発注、納品、請求及び支払といった事実確認の書類の提出が必要となります。これら一連の経理処理の証拠となる書類の提出が可能であることを事前にご確認ください。
- ・自社での施工が可能と認められる部分について外注した場合、当該経費は対象外となります。また、自社内での取引に係るものは対象外となります。

5 補助率等について

◆補助率

【発電設備以外】

- ・ 2／3 以内（対象経費が 150 万円以下の部分）
- ・ 1／2 以内（対象経費が 150 万円を超える部分）

【発電設備】

- ・ 出力 1 kW 当たり 5 万円以内

◆補助下限額

10 万円（発電設備以外：対象経費 15 万円以上、発電設備：2 kW 以上）

事業費及び補助金申請予定額が上記に満たない場合は、申請することができません。

◆補助上限額

300 万円（発電設備以外：対象経費 550 万円、発電設備：出力 60 kW 相当）

- ・ 補助金の交付を受けられるのは、一の事業者につき 1 回までです。
- ・ 予算執行その他の事情により、上記の補助率に満たない交付額となる場合があります。あらかじめご了承ください。

6 申請手続について

【申請受付期間】

令和5年7月3日（月）から令和5年12月28日（木）まで

※申請受付期間中であっても、予算の上限額に達し次第終了となります。

申請書及び実績報告書は、直接専用窓口を持参する方法で提出してください。

（各自治振興センター窓口や郵送等による受付はできません。）

申請書及び実績報告書は、必要となる書類の記載、添付書類の添付があって初めて受付となります。このため、窓口において提出があった場合であっても、申請書等の条件を満たしていない場合は受付となりませんのであらかじめご了承ください。

【事業実績報告期限】

令和6年2月29日（木）

対象事業の全てを終了し、市に事業実績報告書を提出する期限です。

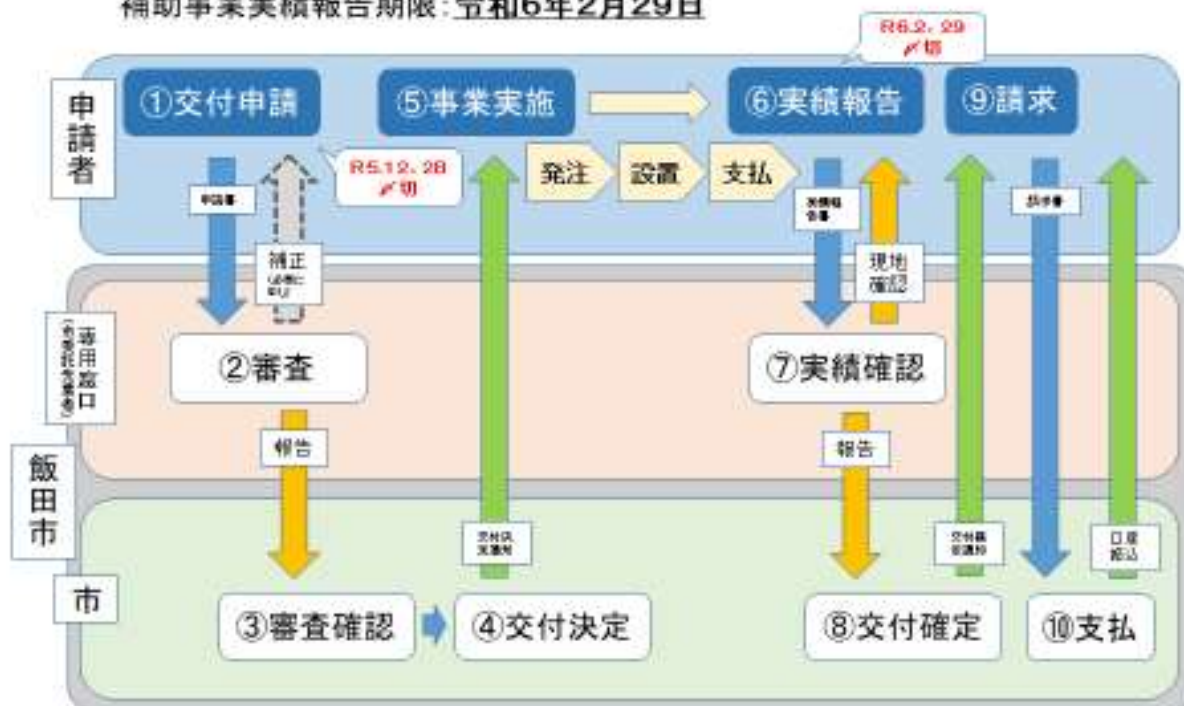
事業実績報告は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は令和6年2月29日（木）までに行わなければなりません。期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても補助の対象となりませんのでご注意ください。

補助金の申請から交付までの流れについては、以下のフロー図を参考にしてください。

飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金 申請の流れ

補助金交付申請：令和5年7月3日から12月28日まで

補助事業実績報告期限：令和6年2月29日



◆提出書類について

【交付申請時提出書類】

	提出書類	提出区分	様式等	チェック
全ての申請者が提出する書類	飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金交付申請書	必須	様式第1号	<input type="checkbox"/>
	エネルギーコスト削減等事業計画書	必須	様式第1号別紙	<input type="checkbox"/>
	対象設備確認書（更新又は新設）	必須	様式第2号	<input type="checkbox"/>
	導入設備の仕様がわかる資料(カタログ、メーカー、型番明記)	必須	—	<input type="checkbox"/>
	見積書(上記導入設備のメーカー・型番明記)又は業者選定理由書	必須 ※1	—	<input type="checkbox"/>
	対象設備確認書補足集計表 ※空調・換気設備(エアコン)、照明設備、変圧器、発電設備の場合はご提出ください。	必須	別様式	<input type="checkbox"/>
更新のみ	既存設備・更新設備の仕様がわかる資料(メーカー、型番明記) ※資料が無い場合は、銘板等メーカー及び型番が確認できる写真を添付してください。	更新必須	様式第2号 添付書類	<input type="checkbox"/>
更新のみ	既存設備の写真、配置図、平面図 更新設備の設置予定場所の写真	更新必須	—	<input type="checkbox"/>
事前着手	飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金交付決定前着手届	※2	様式第3号	<input type="checkbox"/>
法人	履歴事項全部証明書	法人必須	法務局で取得	<input type="checkbox"/>
法人	法人事業概況説明書(確定申告書類): 收受印必須	法人必須 ※3	税務署に提出した控え	<input type="checkbox"/>
法人	法人税確定申告書: 別表一及び別表四(直近1期分)	法人必須	税務署に提出した控え	<input type="checkbox"/>
法人	貸借対照表及び損益計算書(直近1期分)	法人必須	—	<input type="checkbox"/>
個人	確定申告書B(第一表・第二表) 青色申告決算書又は収支内訳書: 收受印必須	個人必須 ※3	税務署に提出した控え	<input type="checkbox"/>
賃貸物件	賃貸借契約書の写し ①(賃借人が設備を導入する場合)貸主の同意書 ②(貸主が設備を導入する場合)入居事業者のエネルギーコストの削減を確認できる資料	賃貸物件 必須	①任意様式 ②別様式	<input type="checkbox"/>

※1 単価50万円(税抜)以上の場合は2社以上からの見積りが必要です。照明設備及び建物付属設備については、総額50万円(税抜)以上の場合2社以上からの見積りが必要です。ただし、特定の事業者との随意契約について理由がある場合は、理由書の添付によることができます。

※2 補助金の交付決定前に着手する場合必要。ただし、令和5年7月3日以降の取組が対象

※3 税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字されていることが必要。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付することが必要。

※4 受付番号については受付窓口において記入しますので記載の必要はありません。

【実績報告時提出書類】

	提出書類	提出区分	様式等	チェック
全ての事業者が提出する書類	飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金実績報告書	必須	様式第6号	<input type="checkbox"/>
	エネルギーコスト削減促進事業実績報告書	選択	様式第6号別紙	<input type="checkbox"/>
	取得財産管理台帳 ※1	選択	様式第9号	<input type="checkbox"/>
	見積書(交付申請時に取得したもので、発注日に有効なもの)の写し	必須	—	<input type="checkbox"/>
	発注書又は契約書の写し	必須	—	<input type="checkbox"/>
	納品書又は完了報告書(検収日及び検収担当者サインの確認できるもの)の写し	必須	—	<input type="checkbox"/>
	請求書の写し	必須	—	<input type="checkbox"/>
	支払確認ができる書類(振込の控え・通帳の写し等)	必須	—	<input type="checkbox"/>
	導入設備の写真、導入後の配置図、平面図、設置場所の写真(申請時の写真と同じアングル) ※2	必須	—	<input type="checkbox"/>
	現地調査チェックシートの写し ※3	必要に応じ	—	<input type="checkbox"/>
更新のみ	更新前設備廃棄証明書 ※4	更新必須	様式第7号	<input type="checkbox"/>
更新のみ	上記廃棄物のマニフェストB2票以降、フロン回収証明書の写し又は家電リサイクル券・排出者控えの写し ※5	更新必須	—	<input type="checkbox"/>
更新のみ	(更新前の設備の所有を確認する書類) 更新前の設備の記載がある資産台帳又は売買契約書 上記がない場合で自己所有建物:建物の不動産登記簿謄本、説明文(印)及び設備の写真 ※6 上記がない場合で賃貸建物:賃貸借契約書の写し、貸主の確認文(印)及び設備の写真 ※上記資産台帳は、個人事業者の場合青色申告の方は3面、白色申告の方は2面でも可	更新必須	—	<input type="checkbox"/>

※1 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円(税抜き)以上の設備の場合に提出してください。

※2 導入設備の写真については、設備全体が確認できるもの及び型番等の確認ができるものとしてください。太陽光発電設備、蓄電池については、添付する平面図に型式・出力(容量)を明示してください。

※3 飯田市専門窓口の担当者が、対象設備について現地調査したチェックシートの写しを提出してください。(必要に応じ、現地調査実施後に交付します。)

※4 申請事業者が更新前設備を廃棄したことを証明してください。

※5 廃棄物の種類によってマニフェスト又は家電リサイクル券が発行されます。マニフェストB2票以降の写し、フロン回収証明書の写し又は家電リサイクル券・排出者控えの写しを提出してください。

※6 更新前の設備を所有していたことを説明する書類です。該当の書類がない場合はご相談ください。

【その他提出書類】

上記のほか、設備の導入状況や稼働の状況等に関する事実確認のため、書類の提出を求める場合があります。

7 補助金交付条件その他について

◆補助事業への着手時期について

補助事業への着手は、補助金の交付申請を行い、市から交付決定を受けた日以後となります。それより前に契約したり、支出したりした経費については、補助の対象となりませんのでご注意ください。

工期の都合等やむを得ない理由により、交付決定前の事業着手をせざるを得ない場合は、交付決定前着手届（様式第4号）をあらかじめ提出し、市の承諾を受けなければなりません。

◆事業計画の変更、中止等について

一度市に提出し、補助金の交付決定を受けた事業について、変更し、又は中止する場合には、あらかじめ市に変更事業計画書（様式第5号）を提出し、市の承諾を受けなければなりません。

◆補助金の支払いについて

補助金の確定を受けた対象者は、30日以内に補助金の請求書を提出しなければなりません。補助金の振込先の口座は、原則として申請者本人の名義であるものとします。

事業実施の際には自己負担が必要となり、補助金は実績報告後の清算払です。

◆補助事業の経理について

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類等については、事業完了後5年間保管しなければなりません。また、市から当該証拠書類等に係る情報提示を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、補助金は経理上補助金の額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

◆設備の導入及び稼働状況の確認等について

補助事業によって導入した設備の設置や稼働の状況等について、補助事業の実績確認や効果確認のため、所有者の同意を得てその状況を現地に確認させていただくことがあります。設置や稼働の状況等の確認ができない場合は、補助金の交付決定が取り消される可能性があります。

◆補助金交付後の事業実績報告等について

補助金の交付後一定期間経過後に、設備の稼働状況やエネルギーコストの削減状況等について照会することがあります。この場合において、補助事業の効果（エネルギーコストの削減効果及び二酸化炭素排出量の削減効果）が認められないときは、補助金の交付決定が取り消され、既に交付した補助金の全部又は一部を返納していただく可能性があります。

8 受付・相談窓口について

◆飯田市では、令和6年3月31日まで、以下のとおり今回の補助金に関する臨時の専用窓口を設置します。

- ・窓口の名称：エネルギーコスト削減促進事業補助金専用窓口
- ・場所：飯田市役所本庁舎（飯田市大久保町 2534 番地）A棟3階

<案内図>



- ・電話番号
(代表) 0265-22-4511 (内線) 3476
- ・受付時間
飯田市役所開庁日の8:30から17:00まで
- ・受付内容等
補助金交付申請書、実績報告書等の受付
申請書作成方法、添付資料関係その他、補助事業全般に関する相談受付
- ・その他制度全般に係るお問合せ先
飯田市市民協働環境部ゼロカーボンシティ推進課
電話：(代表) 0265-22-4511 (内線) 5475